

鹿児島県PTA連合会総合保障制度なら

こんなお悩みを 解決できます!!



多くの方にご登録いただいております。

総合保障制度について

- ○○の保障内容がよくわからないんだけど?
- 手続きでわからないところが・・・
- 口座からの引落はいつ? など

その他の保険について

- 別で加入しているものは自転車の条例守ってるの?
- 学校でケガをしたけど何が請求できるのかな? など



LINE公式アカウント

総合保障制度なんでも相談LINE

昨年多くの方がご相談頂いてます。



加入中の皆様の各種お手続きは**4月16日まで**となっております。

ご加入の皆さんへ 一度の加入で高校卒業まで継続手続き不要! (自動継続)

県PTA連合会対象外校にご進学の場合はご加入いただけません。(私立小・私立中・一部の私立高校)

■ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。
今回更新いたしました内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP11のとおりとなりますので、ご確認ください。
現在ご加入の方につきましては、申込締切までにご加入の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・保障内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、後記の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

*その他ご不明な点等ございましたら、ご加入の取扱代理店アライアンスまでご連絡ください。

●【お問い合わせ先】 お問い合わせの内容に応じて下記にご連絡ください。

鹿児島県PTA連合会総合保障制度係

【取扱代理店】アライアンス株式会社

〒892-0828 鹿児島市金生町7-8

050-5433-9125 (平日9:00~18:00)
(携帯電話のかけ放題に含まれる番号です。ドコモ・au・ソフトバンク確認済み)

【引受保険会社】

〈幹事〉東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)鹿児島支店営業課

〒892-8567 鹿児島市加治屋町12番5号

Tel.099-225-6352

〈非幹事〉AIG損害保険会社

制度の内容・加入手続き
住 所 変 更 ・ 転 校

などのお問い合わせやご連絡

事故の連絡先

事故にあわれたら、
すぐに右記にご連絡を!!

東京海上日動安心110番 **0120-720-110** (24時間・365日対応)

事故に遭われた際には、直ちにご連絡ください。なお、賠償事故の場合、あらかじめ相談されることなく示談や賠償金の支払いをされないようご注意ください。

重要 パンフレットは1年間保管ください

小学生用

本制度は、PTA会員であることによる、大きな特典です。みんなで加入しましょう!

2021年

推薦

鹿児島県PTA連合会総合保障制度 ご加入のおすすめ



鹿児島県PTA連合会
会長 太田 敬介

保護者のみなさまへ

～子どもたちの現在と未来を守るために～

鹿児島県PTA連合会総合保障制度は、昭和60年、多くの保護者からの要望を受けスタートした制度で、以来、36年間にわたり運営をしてまいりました。現在、県内約3万人の児童生徒の皆様にご加入をいただき、団体契約のスケールメリットを活かし、割引率約50%という割安な掛金をお示しすることができます。

この制度は、学校・PTA活動中に限定せず、日々の暮らしの中で起こり得るさまざまなリスクを24時間365日総合的に補償し、且つ、全プランに自転車事故による賠償責任保険も付帯している画期的な制度です(県は平成29年から条例により自転車利用者の自転車保険加入を義務化しています)。

子どもたちは、地域、家庭、学校の中で、いろいろな交流や経験をとおし、豊かに成長していくことが望まれますが、予期せぬ事故が発生することもあります。また近年、SNSでの誹謗中傷やトラブル等の事例が増加しており、今回新たに「弁護士費用等補償特約」を新設いたしました。皆様からの様々な問合せ等に柔軟に対応できるようLINEによる相談窓口も開設しております。

未来を担う子どもたちが、安心して日常生活を送り、様々な活動に参加し、健やかに成長していくことができるよう、是非、本制度をご活用くださいますようお願い申し上げます。

- 新設**
- お子様のいじめ問題に限らず、ご家族の近隣トラブルやSNS等の誹謗、中傷トラブルにも対応!
 - 保護者の方のがん保険、働きなくなった時の補償などを県PTA連合会の大きな団体割引で加入いただけます。

＼ご加入頂いている保護者の皆さまの声／

1. 息子に買ってあげたPCを息子が自宅の外で落として壊してしまいました。中古だったため補償されるか不安でしたが、きちんと査定していただき現在の価値分の保険金を支払っていただきました。

2. 予供が怪我をして1日通院しました。1日だけの請求が面倒で放置していましたが、加入者証に記載されていたQRコードで専用ページから保険金請求することができました。スマホから簡単に保険金請求ができるのは、日頃忙しい親のことを考えたいサービスだと思いました。

3. 新型コロナに関して気になることがありLINEで問い合わせました。新型コロナで入院した場合、Sプラン以上は病気の補償が対象になるとすぐに回答してもらい安心しました。

事故や賠償責任などから子どもたちを守り、保護者の皆さまのご負担を軽減することを目的として発足36年

制度発足から36年。これまでのべ53万人が加入。

鹿児島県のPTAの保護者の皆様の声や要望から作り上げられた制度です。
子供たちは保護者の想像を超えて急速に成長します。成長とともに多くの危険と遭遇。保護者の皆様の想定外を24時間365日お守りします。

みんなの輪でこどもたちを守ります

掛金の一部がPTA活動に活かされています。
多くの加入により大きな割引、広い保障へつながります。

日常生活から学校生活まで広くサポート

学校内で起こる事故は複雑です。
36年の集積された知識で円滑な解決をサポート。相手方との話し合いは専門スタッフが代行します。

鹿児島の子どもたちのための特徴ある保障

救援者費用(Y・Y1プラン)

離島(下宿生)・部活動の遠征が多い鹿児島だから病院のない地域もある鹿児島だから保障・ケガ、事故による保護者の駆けつけ費用などを保障。

携行品損害(C・C1・Jプラン除く)

子どもの持ち物まで広く保障。部活動などで使う用具も安心。

天災危険補償特約(Jプラン除く)

火山の多い鹿児島だからこそ、通常では保障されない地震・噴火・津波によるケガも保障

安心してください！

一日だけの通院の請求も気兼ねなく出来ます。

スマホでらくらく請求手続き

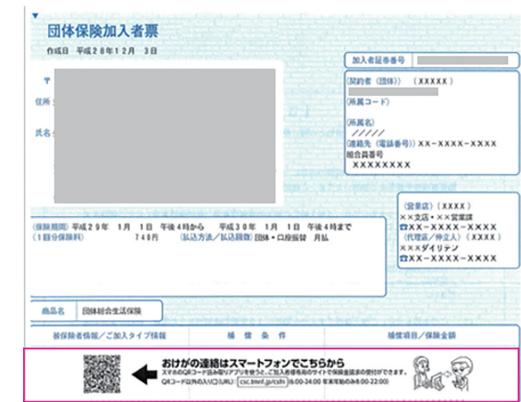
※後日、郵送される加入者証のQRコードをご確認下さい。

ケガによる通院等、スマートフォンでの保険金額請求手続きが可能になりました。

面倒なお電話でのやり取りも不要！

保険金額請求時の面倒な書類(診断書・領収書など)の取り付けが不要！！！

いつでも、どこでもお好きな時に請求可能！



賠償事故や各種トラブルによる法律相談は 0120-285-110

保険金額・掛金(保険料等)

【職種級別 *1:A】

弁護士費用特約付 (300万限度)		Y1プラン	S1プラン	B1プラン	C1プラン	自転車のみ 保障プラン	
年間追加掛金 (下記金額+年間1,300円)		16,300円	13,800円	9,300円	6,300円	Jプラン	
1 賠 償 責 任	日常生活 職業体験中・アルバイト中 自転車の事故 原付バイクで事故	さらに充実 基本プラン(弁護士特約なし)	Y プラン	S プラン	B プラン	C プラン	J プラン
2 傷 害 保 険 <small>(天災危険補償特約)</small>	死亡・後遺障害保険金 入院保険金日額 手術保険金 *2	日常生活でのケガ 学校内でのケガ 学校外でのケガ 自転車のケガ 原付バイクでのケガ	5,000円	5,000円	3,500円	2,000円	10,000円
3 育 英 費 用	天災危険補償特約	300万円	200万円	150万円	100万円	X	
4 携 行 品 損 害	(免責金額(自己負担額):3,000円)	10万円	X	X			
5 救 援 者 費 用 等		300万円	X				
6 病 氣 保 険 金	入院医療日額 *3	5,000円	4,000円				
	手術給付金 *4	入院手術5万円 外来手術2.5万円	入院手術4万円 外来手術2万円				
	入院療養一時金 *3	30万円	30万円				
7 病 気 ケ ガ の 入 院 諸 費 用	免責金額(自己負担:5,000円)	2,000円					
8 先 進 医 療 費 用		40万円					

新設

お子様が 被害者になった時に

弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

総合保障プラン(Z・Y・S・B・C)に加入の場合、追加でご加入頂けます。

お子様のいじめ問題に限らず、ご家族の近隣トラブルやSNS等の誹謗、中傷トラブルにも対応!



総合保障
(Jプラン以外)
ご加入の方のみ
加入できます。

今まで加害者になった時の
補償はありましたか

弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）<追加補償>

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢^{*1}・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ^{*2} 等により精神的苦痛を被った場合^{*3} に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。

基本プランに
追加保険料 年間1,300円で!!

	Y1プラン (Yプラン+弁護士)	S1プラン (Sプラン+弁護士)	B1プラン (Bプラン+弁護士)	C1プラン (Cプラン+弁護士)
弁護士補償特約 追加の場合の保険料	16,300円	13,800円	9,300円	6,300円

現在ご加入(Y・S・B・C)の方で弁護士費用特約を付帯されたい方は同封の加入依頼書をご記入の上、ご郵送をお願いします。

鹿児島県PTA連合会、鹿児島県教育委員会では「子どもたち」を守るためにホットライン、相談窓口を開設しています。



相談窓口

鹿児島県PTA連合会

子育て・家庭教育にお悩みの方へ
PTAすくすくライン

☎ 099-251-0309

※毎週月曜～金曜日 午前9時～午後5時まで
(祝日と年末年始休暇は除く)

鹿児島県教育委員会

夜間・休日を含め24時間体制で運営しています。

24時間子どもSOSダイヤル

☎ 0120-0-78310
(全国統一フリーダイヤル)



かごしま教育ホットライン24

☎ 0120-783-574 (固定電話専用フリーダイヤル)
☎ 099-294-2200 (通話料有料)



かごしま子供SNS相談・通報窓口

SNSを通じて様々な悩みを発信する生徒及び若者が活用しやすい相談体制を構築し、効果的な相談業務を相談業務を実施しています。
匿名でチャット相談と学校への連絡ができます。

こちらの
QRコードにて
ご確認
ください。



SNSを活用した相談窓口はこちらでご確認ください。

1 賠償責任保険（示談交渉付き）

総合保障制度にご加入していれば

加害事故の補償

個人賠償責任補償

誤って他人のものを壊したり、他人にケガをさせてしまったら…。お子様や、ご家族の方が日常生活で万が一法律上の損害賠償責任を負った時、補償されます。
アルバイト・インターンシップに起因する賠償責任も補償されます。（情報機器等に記載された情報の損壊は500万円限度。）

自転車事故（全プラン）



自転車で人をひいてしまった



自転車で車を傷つけてしまった



授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、**法律上の損害賠償責任が生じないことが多い**、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中（運転、ドアの開け締め等を含みます。）やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

安心の示談交渉サービス付き

日常のトラブルや事故というのは不注意や不意に起きてしまうことが多く、トラブルや事故が起きた場合に当事者同士で問題を全て解決するのは一般的に困難です。
このような賠償問題の解決を、加害者である当事者（保護者）に代わって被害者の方と直接保険会社が示談交渉を行います。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

●示談交渉がないと…

当事者間で話し合わなければならず、心労は相当なものです!!!



現在ご加入の損害保険を確認してください！

賠償責任補償の特約がセットされていますか？ はい いいえ

自転車事故以外の賠償責任も補償の対象となっていますか？ はい いいえ
※子供たちを取り巻く賠償事故は、自転車事故よりも日常生活で発生することが多くなっています。

自転車の対人事故における賠償責任補償が少額のものから高額なものまで補償されていますか？ はい いいえ

自転車の対物事故における賠償責任補償が少額のものから高額なものまで補償されていますか？ はい いいえ

被害者との示談交渉サービスが付いていますか？ はい いいえ

1つでも「いいえ」がある場合には加入を検討しましょう。

2 傷害補償

Jプランは自転車に起因する国内の事故のみ補償の対象です。

学校外でのケガ編

交通事故編

● 自転車でトラックと衝突、全身打撲で入院・手術・通院。 457,500円

● バイクで自動車と衝突、足を骨折し入院・手術・通院。 162,000円

傷害補償 熱中症編

夏休みで遊んでいて熱中症になった

傷害補償 細菌性食中毒編

家族で焼き肉を食べに行きO157に感染

「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

※下記は当社が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

学校内でのケガ編

授業中編

● 工作の授業中、カッターで指を切り通院。 12,000円

● 跳び箱で腕から転落し骨折、通院。 54,000円

● 高跳びでマットの外に転落し骨折、入院・通院。 160,000円

● ラグビーの試合中右膝靭帯を損傷し、入院・手術・通院。 175,500円

● 柔道部の練習中腕を骨折し、通院。 133,500円

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。

● 父親が交通事故で死亡する。 2,000,000円
(Sプランの場合)

● 父親が火災で死亡する。 1,000,000円
(Cプランの場合)

● 父親がケガにより重度後遺障害となる 1,000,000円
(Cプランの場合)

3 育英費用補償

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で死亡されたり、重度後遺障害により扶養されなくなった場合に、保険金額の全額を一時にお支払いします。

4 携行品損害 (C・G1・Jプラン除く)

請求ランキング 1位 テニスラケット・バトミントンラケット

このようなものを補償します（参考例）

衣服類



電子機器



習い事



携行品補償対象外



※主な補償対象外の事例及び携行品

置き忘れ、紛失、メガネ、コンタクトレンズ、携帯電話等の携帯式通信機器は対象外
保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

5 救援者費用等 (Y・Y1プラン)

離島・遠征が多い鹿児島の子供たちのための補償です。



救援者費用等補償

●自宅学生編

県大会で遠征、遠征先で骨折し入院。保護者が新幹線で駆けつけ、看病のため近くのホテルに宿泊。交通費・宿泊費等が支払われます。

●下宿生編

学校の体育の授業中に骨折。県内離島に住む保護者が駆けつけ看病のため宿泊。保護者の交通費・宿泊費が支払われます。

詳しい保障内容はこちらの動画でチェック！



各プランお支払い例

*下記お支払い例は弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



小学5年生のA君は、旅行先で自転車に乗って観光をしていました。よそ見をしながら運転をしていたら高齢者に自転車と衝突。高齢の方は不幸にも意識不明の重体に。そして後遺障害が残りました。

その賠償金及び慰謝料、訴訟費用の合計は3500万円となりました。

A君も転倒して頭を強く打ち一時意識不明。そして手足などの複雑骨折。意識は戻りましたが旅行先で10日、鹿児島に戻って20日間の入院を余儀なくされました。

また、A君がリュックに入っていたデジタルカメラと最新のゲーム機と洋服が破損。

A君のご両親が鉄道で現地に駆けつけ、病院付近のホテルに宿泊し看病を行いました。

詳しい保障内容
はこちらの動画
でチェック!

この事例の保険金お支払い額

相手への補償	個人賠償責任	賠償金及び慰謝料 3,500万円
本人の補償	傷害入院保険金・傷害通院保険金	入院 30 日（県外 10 日・鹿児島 20 日）、通院 15 日
本人持ち物補償	携行品損害	デジカメ（時価） 20,000円 ゲーム機（時価） 22,000円 洋服（時価） 10,000円
両親駆け付け・宿泊補償	救援者費用等	鹿児島へ現地までの交通費（2名分） 50,000円 現地宿泊費（10日分） 100,000円

プラン別保険金支払い例

【職種級別*1:A】

保険金支払い例	Y・Y1プラン	S・S1プラン	B・B1プラン	C・C1プラン
賠償責任	3,500万円	3,500万円	3,500万円	3,500万円
傷害入院保険金・傷害通院保険金*2	180,000円	180,000円	127,500円	75,000円
携行品損害	47,000円	47,000円	47,000円	×
救援者費用等	150,000円	×	×	×
入院諸費用*3	55,000円	×	×	×
総支払保険金額（賠償除く）	432,000円	227,000円	174,500円	75,000円

団体割引:30%、過去の損害率による割引:25% ※傷害補償基本特約のみ 大口団体契約割引10% 職種級別A ※天災危険補償特約保険料には、過去の損害率による割引は適用されません。

*1 お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 支払限度日数は365日となります。

●この保険契約に適用される過去の損害率による割引率は、鹿児島県PTA連合会における実績損害率に基づいて算出されております。

●制度維持費の詳細については、鹿児島県PTA連合会にお問い合わせください。

●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ハンググライダー搭乗など、特に危険な運動中のケガについては補償対象外となります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

加入される皆様へ

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしものときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

*サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

*サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。

また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1:24時間365日受付

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です。(予約受付は、24時間365日)

緊急医療相談

医療機関案内

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。



受付時間：・電話介護相談 : 9:00~17:00
(いずれも土日祝日)
(年末年始を除く)・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00

0120-428-834

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件をご利用いただける各種サービスをご紹介します。



電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件をご利用いただける事業者をご紹介します。*3

*お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担頂きます。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：・法律相談 : 10:00~18:00
(いずれも土日祝日)
(年末年始を除く)・税務相談 : 14:00~16:00
・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00

0120-285-110

法律・税務相

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

*弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

*社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

受付時間：・法律相談 : 10:00~18:00
(いずれも土日祝日)
(年末年始を除く)・税務相談 : 14:00~16:00
・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

痴漢被害・冤罪ヘルプコール

自動セット

【対象となる補償】

弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法等について弁護士にお電話にてご相談いただけます。

*本サービスはお電話でご相談いただけるものであり、弁護士との接見および事故現場への駆けつけは対象外となります。

*いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください (各サービス共通)

*ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。

*ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

*一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

*各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

*メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていない方が事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

*2 6親等内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

6月
28日
(月)

継続更新される方へ

商品改定のご案内

鹿児島県PTA連合会総合保障制度の商品改定につきまして、以下の通りご案内させていただきます。
引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひもうしあげます。

1 主な改定点

(1) 各補償共通の改定内容

補 償	改 定 項 目	概 要
各補償共通	民法(債権法)改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」から「取消」に変更されます。これに伴い、保険契約の締結の際に告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変更します	

このご案内は、2021年4月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

保険期間・申込締切日・口座振替日の案内

保険期間

2021年5月1日午後4時から 2022年5月1日午後4時まで 1年間



口座振替日 6月28日(月)

※加入依頼書にてご指定頂いた口座より年間掛金(保険料等)を振替いたします。
※万一、引落日に年間掛金が引落不能の場合にはご通知いたします。もし、期日までにお支払いいただけない場合は、保険期間が始まった後でも事故に対して保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入いただける方

鹿児島県PTA連合会に加盟する小学校の生徒に限ります。

保険の対象となる方(被保険者)の範囲

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方は、以下のとおりです。

	傷害補償、携行品、救援者費用等	個人賠償責任	Jプラン 個人賠償責任	家族型
	本人型	家族型		
ご本人 *1	○	○	①ご本人 *1	○
ご本人 *1 の配偶者	—	○	②ご本人 *1 の配偶者	○
ご本人 *1 もしくは親権者またはご本人 *1 配偶者の同居のご親族	—	○	③ご本人 *1 またはその配偶者の同居のご親族	○
ご本人 *1 もしくは親権者またはご本人 *1 配偶者の別居の未婚のお子様	—	○	④ご本人 *1 またはその配偶者の別居の未婚のお子様	○

ご加入方法

保険料は便利な口座振替となっていますので、お申込の際現金は不要です。同封の「加入依頼書」に必要事項をご記入の上、金融機関のお届印を押印し、返信用封筒(郵送不要)にてご返送願います。

注1)金融機関お届印を必ず押印してください。注2)金融機関名、支店名、口座番号をお間違いないようお願いします。

今回新規加入された場合の来年度以降の更新手続きについて

本団体契約では、自動更新方式を採用しています。したがいまして、今回新規にご加入いただいた方の来年度以降の更新につきましては、ご加入の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、契約者である鹿児島県PTA連合会は「更新のご案内」に記載の掛金(保険料等)・補償内容にて保険会社に保険契約を申し込みます。

ご加入後の注意点

ご加入後、住所変更、転校、扶養者変更等加入内容に変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社へご連絡願います。

この保険契約は、鹿児島県PTA連合会を保険契約者とし、鹿児島県PTA連合会員の各中学校、高校の生徒を被保険者とする団体契約です。
したがいまして、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として鹿児島県PTA連合会が有します。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。
取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。また、この保険契約は、保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、重要事項説明書記載の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

ご加入にあたってのご注意

【掛金(保険料等)引落不能の場合について】

万一、引落日に年間掛金(保険料等)が引落不能の場合にはご通知いたします。もし、期日までにお支払いいただけない場合は、保険期間が始まった後でも事故に対して保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、保険契約者である鹿児島県PTA連合会は、引受保険会社に脱退の申し込みをいたしますので、あらかじめご了承ください。

【入院医療・手術医療保険金と入院療養一時金、入院諸費用保険金と先進医療費用保険金について】

病気を被った時が新規ご加入時の支払責任の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。(ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)

【育英費用条項について】

育英費用は、扶養者が扶養不能状態になった場合には、その実事が発生した時に失効します。

控除証明書に関するお問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社鹿児島支店営業課

Tel.099-225-6352

(受付時間 平日9:00~17:00)

控除対象となる保険料は、S-S1-Y-Y1タイプのうち、所得税法第七十六第二項に規定する介護医療保険料に該当する部分(医療費用補償特約など)になります。

控除証明書が必要となる場合は、お手数ですが上記営業店までご連絡ください。
10月頃より受付開始いたします。

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明] 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]

契約概要
保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2。

●個人賠償責任補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホーリンソン・アラバトス費用補償特約 ●救援者費用等補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用） ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●介護士費用等補償特約（人格権侵害等）

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったときは等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません*2。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法
払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 告知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

項目名	基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等
生年月日	★*1	★	★	★	★	★	★*2
性別	—	—	★	★	★*3	—	—
職業・職務*4	☆*5	☆	—	—	—	—	—
健康状態告知*6	—	★	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（こども傷害補償）をセッティングされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。 *2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

*3 年金払込護補償特約をセッティングされる場合のみ、告知事項となります。 *4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*5 自転車事故傷害危険のみ補償特約をセッティングされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

*6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いたします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明ください（お願いいたします）。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります（例えば、乗換で新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。）。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「II-1 告知義務【通知事項一覧】」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行なう際には変更日・脱退日よりも前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいたいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少くなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することができます。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

[傷害補償・所得補償]

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明ください（お願いいたします）。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項についてお問い合わせください（お問い合わせ先）こと、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいたいたいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することができます。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考するために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつた場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内 1年超	原則として 80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%）まで補償されます。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		原則として 90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことからが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

5 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については 30 日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談ながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・東京海上日動の定める就業不能状況記入書
 - ・東京海上日動の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・所得を証明する書類
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
 - ・東京海上日動の定める事故報告書
 - ・法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
 - ・弁護士費用または法律相談費用の内容を照明する書類
 - ・原因事故＊1の内容を確認できる客観的書類

＊1 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいる場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

＊1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



ナビダイヤル 0570-022808



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	引受割合につきましては、 団体窓口にご確認ください。		
AIG損害保険会社			

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番
(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
'東京海上日動安心110番'へ

0120-720-110

受付時間: 24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいたしていることを確認させていただいたためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。 一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額（自己負担額）
 保険期間 保険料・保険料払込方法
 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	傷害補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか？ ＊1 こども傷害補償の場合は、必ずご確認ください。	○ *1
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいているか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別 Aに該当する方 : 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別 Bに該当しない方 ○職種級別 Bに該当する方 : 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製作業者」（以上、6職種） ※自転車保険（J ブラン）の場合は、確認不要です。	○

【すべての補償に共通してご確認いただく事項】

- 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただきましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意＊1」についてご確認ください。

*1 例ええば、個人賠償責任保険特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

■団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【傷害補償(こども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ¹をした場合に保険金をお支払いします。

*「熱中症危険補償特約」がセットされている場合、保険の対象となる方が熱中症（日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒²を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外因性のいざれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険期間：1年内、1年超

傷害補償基本特約 天災危険補償特約	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
	死亡保険金	後遺障害保険金		
	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ¹ または先進医療 ² に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります ³ 。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等 ¹ を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレースおよび三内式シーネをいいます。	
医療費用補償特約				

+待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償用) +入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約(医療費用補償用)	保険期間：1年内、1年超	
	入院諸費用保険金	先進医療費用保険金
		<p>▶負担した費用の合計額から免責金額（自己負担額：5,000円）を差し引いた額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院⁴について、支払限度額（支払限度基礎日額に入院日数⁵を乗じた額）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院⁴について、入院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限ります。</p> <p>*上記の費用は、保険の対象となる方が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限ります。この場合において、「療養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度の下で給付対象となる費用があるときは、その費用を除きます。なお、公的医療保険制度における「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に必要とする費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>*次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金 保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた入院諸費用保険金に相当する保険金を除きます。） <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 親族付添費については1日につき4,100円、諸雑費については1日につき1,100円とします（2020年4月時点）。</p> <p>*2 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。</p> <p>*3 保険の対象となる方の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族の中で主たる者をいいます。</p> <p>*4 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*5 入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日までの期間中の実入院日数をいいます。</p>
		<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始し、以下の費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■先進医療に必要とする費用¹ ■先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費 <p>▶負担した費用の合計額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院²または通院³について、支払限度額（入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍）を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院²または通院³について、入院または通院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。</p> <p>*「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金 保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた先進医療費用保険金に相当する保険金を除きます。） <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 先進医療費用のうち保険外併用療養費（保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。）を除きます。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p>

入院・手術医療保険金支払特約	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
	入院・手術医療保険金	入院・手術医療保険金支払特約	
	<p>保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院¹が1日を超えて継続した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶入院医療保険金日額に入院¹した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）による入院²について、60日を限度とします。 <p>*入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してお支払いできません。</p> <p>*1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p>	<p>保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院¹が1日を超えて継続した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気¹ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 保険の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 アルコール依存および薬物依存 先天性疾患 	

手術 医療保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・入院※3 中以外の手術：入院医療保険金日額の5倍 ・放射線治療：入院医療保険金日額の10倍 <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚・鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして※4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p> <p>*3 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。</p> <p>*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点での既に被っている病気※2 等 <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点での既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。</p>	<p>*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導※5 中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>	
入院 療養 一時 金支 払特 約	<p>保険の対象となる方が病気を被り、保険期間中に医師等がその治療のために継続して60日以上の日数の入院※1が必要であると診断した場合</p> <p>▶ 入院療養一時金額の全額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）※2について、保険期間を通じて1回に限ります。</p> <p>*1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。</p> <p>*2 以下のいずれかに該当する場合、後の病気は前の病気と異なるものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき ・入院をしなかった場合は、その病気の治療が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき 	<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点での既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。</p>	<p>*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導※5 中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>	
保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合		
育英 費用 補償特 約（天災 危険 補償特 約）	<p>扶養者※1 が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合</p> <p>▶ 育英費用保険金額の全額をお支払いします。（重度後遺障害の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等 <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 	<p>国内における以下のような事由について、保険金の受取人※1が弁護士等※2への委任を行ったことにより弁護士費用を負担した場合または弁護士等※3に法律相談したことにより法律相談費用を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方が、急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）により、身体の障害※4または財物の損壊等※5を被った場合</p> <p>■保険の対象となる方が、不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けたことにより、精神的苦痛を被った場合</p> <p>■保険の対象となる方が、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けたことにより、精神的苦痛を被った場合※6</p> <p>▶ 1つの原因事故※7について300万円を限度に保険金をお支払います。</p> <p>*弁護士等※3への委任や法律相談および弁護士等※3への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者※9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 弁護士または司法書士をいいます。</p> <p>*3 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p> <p>*4 病気またはケガをいいます。</p> <p>*5 損壊または盗取をいいます。</p> <p>*6 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。</p> <p>*7 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*8 弁護士等※2への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払います。</p> <p>*9 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p> <p>①婚姻意思※7を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	
	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
個人 賠償責任 補償特 約+個人 賠償責任 補償特 約の一部 変更に 関する特 約		保険金をお支払いしない主な場合		
保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合		
個人 賠償責任 補償特 約+個人 賠償責任 補償特 約の一部 変更に 関する特 約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶ 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等※1 を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物（受託品）※2 を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶ 事故について保険金額※3 を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>*国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>*東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>*記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターナーシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物※2 の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※3 または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的事故または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失※4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について3,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額※1を限度とします。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>*記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <p>○以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含まれません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p>	<p>国内外において、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていて生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電気的事故または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失※1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【費用に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ■急激かつ偶然な外來の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の搜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外來の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 <p>等</p>	

■自転車保険（Jプラン）

（自転車事故傷害危険のみ補償特約、手術保険金不担保特約および自転車賠償責任補償特約付帯 団体総合生活保険）

【傷害補償】

- 国内において「急激かつ偶然な外來の自転車事故」*1により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
 - *1 「急激かつ偶然な外來の自転車事故」とは以下のものをいいます。 ■保険の対象となる方が自転車*3に搭乗している間の急激かつ偶然な外來の事故
 - 保険の対象となる方が自転車*3に搭乗していない間の自転車*3との衝突または接触等の交通事故
 - *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 - *3 ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車*4およびその付属品*5をいいます。
 - *4 レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。
 - *5 積載物を含みます。
- 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>死亡保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>自転車を用いて競技等*1をしている間によって生じた事故によって被ったケガ（ただし、下記aに該当する場合を除き、自転車を用いて道路上で競技等*1をしている間については、保険金を支払います。）</p>	
<p>後遺障害保険金</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>自転車を用いて競技等*1を行うことを目的とする場所において、競技等*1に準ずる方法または態様により自転車を使用している間に生じた事故によって被ったケガ（ただし、下記aに該当する場合を除き、道路上で競技等*1に準ずる方法または態様により自転車を使用している間については、保険金を支払います。）</p>	
<p>入院保険金</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>a 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等*1をしている間または競技等*1に準ずる方法もしくは態様により自転車を使用している間によって生じた事故によって被ったケガ</p>	
<p>通院保険金</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレースおよび三内式シーネをいいます。</p>	<p>*1 競技等とは、競技、競争、興行*2、訓練または試運転*3をいいます。 *2 いずれもそのための練習を含みます。 *3 性能試験を目的とする運転をいいます。</p> <p>等</p>	

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>個人賠償責任補償特約 + 自転車賠償責任補償特約</p> <p>国内において自転車*1の所有、使用または管理に起因する以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等*2を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物（受託品）*3を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車*4およびその付属品*5をいいます。</p> <p>*2汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*3以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p>*4レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。</p> <p>*5積載物を含みます。</p> <p>等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、单なる外観上の損傷や汚損 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 受託品の電気的事故または機械的事故 受託品の置き忘れまたは紛失*4 詐欺または横領 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p>等</p> <p>*1保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点などがある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。